
2015年5月7日（木）発行

メルマガ～開示会計を学ぶ～ Vol.2

株式会社スリー・シー・コンサルティング

- 1 会計ニュースダイジェスト（2015年4月）
- 2 特集 会社法招集通知の訂正分析
- 3 ワンポイント開示会計問題演習 「連結貸借対照表2」
- 4 児玉厚の開示川柳「重要性 基準のルール 開示せよ！」
- 5 編集後記

—【PR】—

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版
今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中！
<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

-
- 1 会計ニュースダイジェスト（2015年4月）
-

- 1) 会計士協会、「工事進行基準等の適用に関する監査上の取扱い」を公表
(監査・保証実務委員会実務指針第91号 4月30日付)

工事進行基準は一般に会計上の見積りの不確実性の程度が大きく、
虚偽表示のリスクが高いことから、とりわけ虚偽表示リスクの評価と
その対応に重点を置いています。

*2015年4月1日以後開始事業年度より適用

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/91.html

・(廃止)業種別委員会報告第27号

「建設業における工事進行基準の適用に係る監査上の留意事項」

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/27_12.html

- 2) 会社法改正に対応した開示府令、銀行法施行規則等改正（4月28日）
(無尽業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第37号）他）。

2015年5月1日より施行される会社法改正に対応したもので、例えば
「企業内容等の開示に関する内閣府令」では有報等の記載上の注意において
「監査等委員会設置会社」への対応を図る等の手当てをしております。

また、銀行法施行規則では事業報告（別紙様式第9号・第9号の2）の記載上の注意が変更されています。

- * 開示府令改正は2015年5月1日以後に提出する有報等に、
銀行法施行規則改正は2015年5月1日以後終了事業年度
（「社外取締役を置くことが・・・」を除く）より適用

<http://www.fsa.go.jp/news/26/20150428-2.html>

- 3) ASBJなど、「中小企業の会計に関する指針」を改正（4月27日）
（中小企業の会計に関する指針作成検討委員会（日本税理士会連合会、
日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会））

複数事業主制度に関する改正企業会計基準適用指針第25号

「退職給付に関する会計基準の適用指針」の公表（2015年3月26日）
などを踏まえた退職給付の記載内容変更のほか、固定資産の減価償却の方法、
企業結合会計、個別注記表（株主資本等変動計算書に関する注記）などで
記載内容が変更されています。

<http://www.nichizeiren.or.jp/taxaccount/indicator.html#150427>

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/post_1804.html

<http://www.jcci.or.jp/news/jcci-news/2015/0427160000.html>

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/domestic/sme24/

- 4) 上場会社「100株単位」70%超す（4月24日）
（東京証券取引所「売買単位100株統一の進捗状況」）

現在、上場会社の株式の売買単位は100株又は1000株とされていますが、
新規上場など一定の場合には100株単位を強制するなど
100株単位への統一を促しています。

2015年4月1日現在で100株単位の会社は70.6%と、70%を超えました
（1年前は66.4%）。その一方で、投資単位の低下を抑制するため
単元株式数の変更と同時に株式併合を実施した会社もあります。

<http://www.jpx.co.jp/equities/improvements/unit/01.html>

- 5) 経産省、持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書を公表
（4月23日）

2014年9月に立ち上げた同研究会における議論を取りまとめたものです。

報告書では、一体的・統合的な企業情報開示を図るための
基本的な設計思想として「モジュール型開示システム」、すなわち
開示すべき情報の全体像を認識した上で、そこから投資家にとって必要な

情報の「モジュール」を切り出し、適切なタイミングで提供するという考え方を提示しています。

また、対話型の株主総会プロセスへの転換として株主総会の日程及び基準日の見直しや電子化促進などを提唱しています。

<http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150423002/20150423002.html>

6) 会計士協会、マイナンバー導入後の監査人の留意事項を公表 (4月22日)
(自主規制・業務本部平成27年審理通達第2号)

2016年1月以降からの利用開始が予定されている、いわゆる「マイナンバー」を監査人が取り扱う際の留意事項をまとめたものです。

監査人は監査に際してマイナンバーを含む情報を被監査会社から入手することは可能ですが、被監査会社との間で無用の混乱が生じることのないよう慎重な取扱いを求めています。

また、マイナンバーの利用目的が当面は社会保障や税などに限られていることから、そもそも監査人がマイナンバーを含む情報を入手するかどうか自体を慎重に検討すべきと注意しています。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/27_11.html

7) 金融庁、「IFRS適用レポート」を公表 (4月15日)

本レポートは日本再興戦略改訂2014 (2014年6月24日閣議決定) においてIFRS任意適用企業の拡大促進に関連して、IFRSの任意適用企業の実態を調査し公表することとされていたことを踏まえたものです。

IFRS任意適用企業 (予定を含む) は2015年3月31日時点で75社ですが、任意適用企業がない業種もあれば、医薬品など主要企業がおおむねIFRSに移行した業種もあります。

IFRSのメリットとしては経営管理を掲げた会社が最も多く、次いで同業他社との比較可能性の向上等を掲げています。移行コストは経営管理を主眼とした会社は非常に多額となりましたが比較可能性向上等を主眼とした会社は比較的少額だったなどまちまちでした。

監査対応としてはとりわけ耐用年数や減損などの見積り項目について非常に苦労しているとのことでした。

<http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150415-1.html>

8) 会計士協会、金融商品会計に関する実務指針とQ&Aを改正 (4月14日)

「金融商品会計に関する実務指針（会計制度委員会報告第14号）」では、異なる商品間でのヘッジについて追記を行っています。

また、「金融商品会計に関するQ&A」ではロールオーバーを伴う取引に関するヘッジ会計の適格性について質問事項を追加しています。

http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/14_34.html

9) 東証、会社法改正に伴い有価証券上場規程等を改正（4月10日）

5月1日から施行される会社法改正に対応したもので、特別支配株主の株式等売渡請求制度の新設に伴う適時開示事由及び上場廃止基準の追加や独立役員の独立性に関する開示の見直し、全部取得条項付種類株式の全部の取得に係る適時開示事由の追加等が行われます。

<http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/index.html>

10) 経団連・株懇、会社法ひな型を改正（経団連4月10日 株懇4月3日付）

会社法及び会社法施行規則・会社計算規則の改正に伴うものです。

（1）経団連

事業報告では「会社役員に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制等・・・」を中心に変更されています。新規の「特定完全子会社」「親会社等との取引」は別に項目を設けていますが、既存の「重要な親会社及び子会社の状況」の一項目として記載することを否定するものではありません。

また、（連結）計算書類では連結当期純利益等の表示や（連結）株主資本等変動計算書を中心に変更されています。

（2）株懇

事業報告モデルでは「重要な親会社および子会社の状況（親会社との関係）」「会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要）」「会計監査人の状況（当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額）」「会社の体制および方針（内部統制システム）」の様式が変更されたほか、「会社役員に関する事項」について補足説明が変更されました。

親会社等との間の取引や特定完全子会社の状況は「重要な親会社および子会社の状況」に追加されているのが注目されます。

（経団連）<http://www.keidanren.or.jp/policy/2015/035.html>

（株懇）<http://www.kabukon.net/new/index.html>

— 【PR】 —

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！
<http://zaimuhoukoku.jp/>

2 特集 会社法招集通知の訂正分析

3月決算の会社は今、期末監査から決算発表を経て会社法招集通知有報と、怒涛のスケジュールで動いているかと存じます。中でも会社法招集通知は現在最優先で取り組んでおり、万が一にも訂正の生じることのないよう細心の注意を払っているものと想定されます。

定時株主総会に際して株主に提供される事業報告や（連結）計算書類など招集通知の一連の資料について、この3年間にどれだけ訂正を行ったのか集計いたしました。チェック作業のご参考となれば幸いです。

集計の対象期間は2012年1月決算から2014年12月決算までの定時株主総会で、3年間の推移を2012年1～12月決算、2013年1～12月決算、2014年1～12月決算で区切っています。

集計結果の概要は以下のとおりです。

1) 全体

3年間の総訂正件数は1,295件でした。2013年に一旦減少しましたが2014年に再び増加し、2012年を上回りました。
書類別では「事業報告」と「参考書類」が非常に多くなっています。

2) 事業報告

圧倒的に多いのが「会社役員に関する事項」で、役員報酬等に関する訂正がその中で過半数を占めています。次いで、「事業の経過及び成果」「従業員の状況」「株式に関する事項」等が多くなっています。

3) 連結計算書類

本体よりも注記のほうが多く、注記では「金融商品に関する注記」が非常に多くを占めています。「連結貸借対照表に関する注記」では担保に関する事項が全体の半数近くにのぼります。

4) 計算書類

やはり本体より注記が多いのですが、本体、特に貸借対照表は連結よりもかなり多くなっています。注記では「関連当事者との取引に関する注記」が最も多くなっています。

5) 参考書類

役員選任に関する訂正が圧倒的多数を占めています。具体的には略歴や略歴の日付、所有株式数などが多く訂正されています。

* 詳細なデータはメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト
法令適合性、数値整合性の完全チェックで訂正防止の決定版

今3月決算対応の2015年3月版 好評発売中！

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

3 ワンポイント開示会計問題演習

P社（決算日：3月31日）は2012年3月31日にS社を5,000で取得した。
各期におけるP、S両社の貸借対照表（純資産）は以下のとおりである。

	120331	130331	140331	150331
（P社）				
資本金	10,000	10,000	10,000	10,000
利益剰余金	24,000	26,300	32,000	33,000
純資産合計	34,000	36,300	42,000	43,000
（S社）				
資本金	2,000	2,000	2,000	2,000
利益剰余金	3,000	3,600	4,000	5,000
純資産合計	5,000	5,600	6,000	7,000

このとき、以下の問いに答えよ。

問1) P社がS社の全株式を取得した場合、2015年3月31日現在の
連結貸借対照表の純資産合計はいくらか？

問2) 取得割合が80%だった場合、2015年3月31日現在の連結貸借対照表の
株主資本合計と純資産合計はそれぞれいくらになるか？

問3) 問2)において、仮に国際財務報告基準（IFRS）を採用していた場合、
純資産合計はいくらになると推定されるか？

注)

- ・ S社の資産及び負債に評価差額はない。
- ・ S社との投資と資本の相殺消去差額は、企業結合会計基準の定める最長期間で定額償却する。
- ・ S社株式に関して減損の兆候は見当たらない。
- ・ P社S社とも剰余金の配当はなく、両社間に取引関係は一切ない。

* 解答・解説はメルマガ読者にのみ公開しています。

— 【PR】 —

ディスクロージャー人材の育成に最適！「財務報告実務検定」実施中
テキストは現行法令に完全対応、学習したことが開示実務に直結！

<http://zaimuhoukoku.jp/>

4 児玉厚の開示川柳

* 児玉厚（株式会社スリー・シー・コンサルティング 代表取締役）による
「開示川柳」をお届けしております。

「重要性 基準のルール 開示せよ！」

昨年、上場会社の経理の方と4回開示実務意見交換会を開き、司会を務めた。
参加された経理の方のご意見を聞いていると、本当に勉強になる。

共通の意見として「監査法人への不満」がある。

決算になると、監査法人が夜遅くまで監査を行っていて、質問や資料請求の
対応に忙殺されている。

監査法人の報酬は監査時間に比例して増える仕組みだ。

これは世の中の常識から見たら、全くナンセンスだ。

短い時間で質の高い監査をするのがプロフェッショナルなはずだ。

毎年同じ企業を監査して、監査時間が短くならないというのは

道理に合わないはずだ。

背景には、金融庁指導による、現場をしらない審査部門の強化がある。

現場の会計士の判断の機会がどんどんなくなって行っているという。

なんの為に監査報告書に担当会計士名でサインしているのだろうか？

今、監査法人では監査嫌いの会計士が増えているという。

これは本当に投資者保護に資するのだろうか？

できるだけ効率的な監査を実施し、コストをかけずに、迅速に開示情報を
提供してほしいというのが投資家の真の声ではないだろうか。

近年、海外子会社と親会社の決算期の統一化が進んでいる。

理由は、「IFRS 適用」と「連結経営管理の統一化」。

海外子会社の決算期を3月に合わせる場合と親会社を海外子会社の決算の

12月に合わせる場合の二通りがある。

今までは、12月の海外子会社の財務諸表をチェックし、連結会社間取引等の
チェックも十分時間があつた。

でも、決算期が統一化されると現地の監査法人監査と同タイミングに本体の
監査が行われる。現地の監査法人からの修正指示により土壇場の

連結財務諸表の修正作業が頻繁に発生し、開示書類もその都度修正される。
しかも、IFRSになればその作業量はさらに膨大になる。

この状況を乗り越える為の重要な手段は「重要性基準の適用」だ。
でも、監査法人との個別対応では限界がある。

「なぜ、重要な会計方針に重要性基準は開示されていないのだろうか？」

あくまで私見だが、重要性基準が実際には適用されているのにその基準が
投資家に開示されていないことの方が問題ではなからうか？

例えば、重要な会計基準として下記のように開示すべきではないでしょうか？

効率性と正確性の観点より、下記の重要性基準を適用しております。
決算実務上の修正作業の合理性を欠くもので、税金等調整前当期純利益の
30%未満でかつ10百万円未満の金額

- ・ 連結会社間取引・債権債務の照合差異
- ・ 誤謬

会計人は、「作業」から「判断」へ向かい、経営者や投資家から真に
信頼されるプロフェッショナルへ進化してゆくべきではないでしょうか？

「会計の世界がもっと夢のある世界になってもらいたい」と心から思う。

開示川柳

「 重要性 基準のルール 開示せよ！」

— 【PR】 —

児玉厚の開示会計／予算会計単行本

- ・ 有価証券報告書完全作成ガイド <http://www.amazon.co.jp/dp/4433569607>
- ・ 予算会計—将来キャッシュ・フロー経営を可能にする
財務諸表作成マニュアル（共著）<http://www.amazon.co.jp/dp/443356981X>

5 編集後記

私の家は自分の生まれる前に竣工し、もうすぐ半世紀になりますが、
大規模なリフォームを何度かしているので、築年数の割には新しく見えます。
周囲は建替えラッシュで、建替えを促す自治体からの圧力もありますが、
リフォーム費用を回収するため、もうしばらく持たせる必要があります。

とはいえ内装が相当劣化したのも事実で、先日階段の内装を一新しました。

ホームセンターでクッションフロアと両面テープを買い、階段の形に切って
貼り合わせたのですが、苦労したのは階段の形に合わせて切ることでした。

カーブしている部分はもとより、直線部でも寸法を測ると大きさ、特に横幅が各段すべて微妙に違っていることが分かったのです。

それから、階段を上り詰めたところにある洗面台に面した窓のカーテンをロールスクリーンに替え、窓枠には歯ブラシなどを置ける小さなテーブルを取り付けました。このテーブルには窓枠の防水（窓サッシの結露による木製窓枠の腐食を防ぐ）という目的もあります。

私の部屋は2階にあるのですが、毎晚会社から帰ってピカピカの階段を昇りすっきりした洗面台で手を洗うのが、最近の大きな楽しみになっています。

— 【PR】 —

- * 2008年3月の発売から今年で8年目を迎える
スリー・シー・コンサルティングの有価証券報告書等チェックリスト *

法令適合性と数値整合性の両面からチェックし、訂正防止に万全を図ります。

2015年3月版は企業結合注記、有報役員の状況（男女別人数及び女性比率）、短信（会計基準の選択に関する基本的な考え方）等最新改正を含めリリース。

有報（短信含）54,000円 四半期・会社法各43,200円（いずれも税込）

<http://www.3cc.co.jp/kaiji/checklist.php>

— 【PR】 —

- * 財務報告実務検定 *

- ・金商法、会社法から適時開示までを体系的学べる唯一の検定
- ・4種類のテキストは法令等の改正に完全対応。学習内容が実務に直結
- ・多忙な経理マンに配慮し、CBT試験を採用。全国の試験会場で通年受験可
- ・合格後「財務報告実務検定会員」になると、テキスト・受験料が割引きに
- ・上場企業人事やCFOからディスクロージャー人材育成ツールとして引合多数

テキスト購入、受験のお申込みは <http://zaimuhokoku.jp/>

メルマガの登録変更及び購読解除について

当メルマガの登録情報のご変更や購読解除をご希望の方は、以下のアドレスより手続きをお願いします。

(登録情報のご変更)

<https://1lejend.com/stepmail/edit.php?no=xxzzkh>

(購読解除)

<https://1lejend.com/stepmail/delf.php?no=101100>

メルマガの記載内容等に関するお問い合わせ

当メルマガの記載内容等に関するお問い合わせがございましたら、
以下のメールアドレス又は電話番号よりご連絡願います。

kaijikaikei@3cc.co.jp

TEL : 03-6863-7206 (担当 : 企画室)

発行 : 株式会社スリー・シー・コンサルティング

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-14-29 KDX 高田馬場ビル 7 階

URL : <http://www.3cc.co.jp/>

Copyright (c) Three C Consulting Co., Ltd. All Rights Reserved.